六条の規定は、公布の日から施行する。 第一章、第二章第一節から第三節まで、第二十四条及び第三十第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。ただし、(施行期日) 附 則	10~12 (略) (公団の解散等) (公団の解散等) (公団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるもま、公団の解散の日の前日を含む事業年度に係る次の各号に掲げる公団の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、当該各号に定める機構又は会社がなお従前の例により行うものとする。この場合において、日本道路公団及び首都高速道路公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。 (公団の解散等)	改正案
日から施行する。 から第三節まで、第二十四条及び第三十六条の規定は、公布の政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第一節第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において(施行期日)	(公団の解散等)  10~12 (略)  10~12 (略)  10~12 (略)  10~12 (略)  10~12 (略)	現行